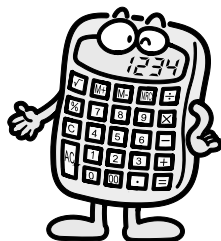


税源移譲にかかる経過措置等の詳細

◆税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置
(平成19年度住民税のみ適用)

平成19年から税源移譲により実施された税制改正では、国の所得税と地方の個人住民税の税率区分が変更されました。しかし、住民税の税率を引き上げた場合、単純に所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまうことから調整措置が設けられています。すでに平成19年度住民税では、所得税と住民税との間で扶養控除や配偶者控除などから生じてくる「人的控除額の差」について、納税者の人的控除の適用状況に応じて、住民税所得割額から一定の額を控除する「調整控除」がとられています。

今月号から、税制改正の内容について紹介します。今回は、税源移譲により設けられた、その他の経過措置について説明します。



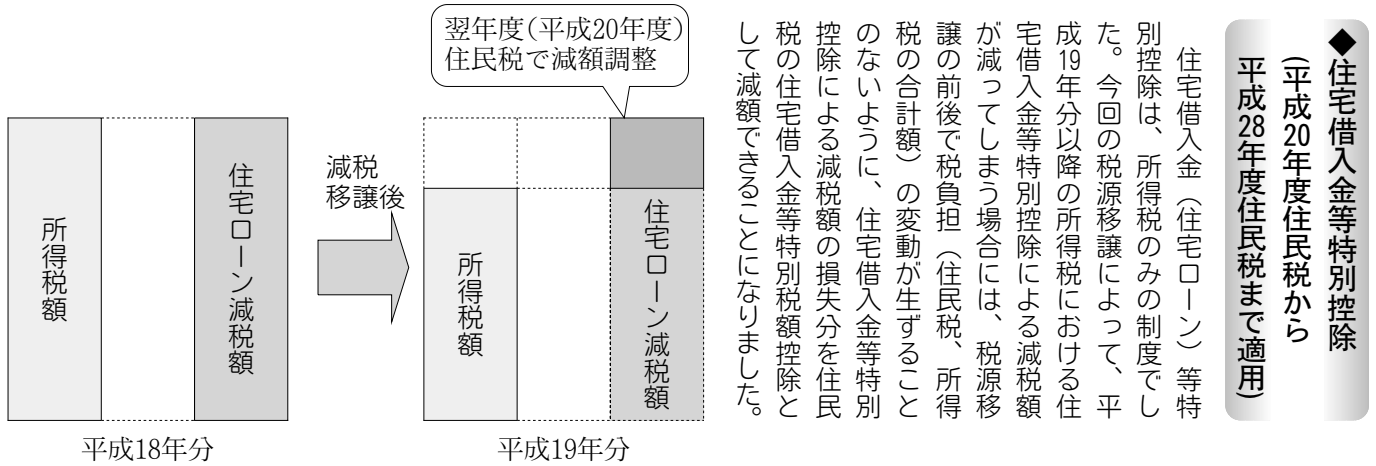
毎年の所得に変動があまりない場合、例えば平成19年度の住民税(平成18年中の所得で計算)で税負担が上った分は、平成19年分の所得税(平成19年中の所得で計算)で調整されますので、所得税と住民税を合わせた税負担は基本的に変わらない仕組みがとられています。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がり(例・病気や退職など)、所得税の課税最低限以下にまで低下した人(平成19年分の所得税がゼロになる人)の場合、平成19年度分の住民税で税負担が上った分を平成19年分の所得税から差し引くことができなくなってしまう。このため、平成19年度分の住民税を税源移譲前の住民税額まで減額する経過措置が設けられています。

<p>対象者</p>	<p>次のAとBを満たす方</p> <p>A \geq 所得税との人的控除額の差の合計額</p> <p>B \geq 所得税との人的控除額の差の合計額</p>
<p>申告方法</p>	<p>対象者は平成20年7月1日から31日までに、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告することにより、経過措置が適用されます。</p>
<p>計算方法</p>	<p>平成19年度の合計課税所得金額について 税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。 ※既に納税済みの場合は還付します。</p>



税源移譲



対象者	平成11年から平成18年までに入居された方で、減税移譲により所得税額が減少する結果、住宅ローン減税額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
申告方法	<p>この調整措置は、所得税ではなく、住民税で減額措置を行うため、その年の1月1日現在の住所所在地の市町村への申告が必要です。</p> <p>対象者は、平成20年度以降この適用を受けるためには、控除しきれない額が発生した年分の翌年3月15日（平成20年は3月17日）までに確定申告と一緒に住宅借入金等特別税額控除申告書を税務署へ提出しなくてはなりません。</p> <p>確定申告をする必要が無い場合は、その年の1月1日現在の住所所在地の市町村に対し、申告書のみを提出することになります。これまで年末調整で住宅ローン控除の適用を受けていた給与所得者であっても、自ら控除しきれない額を計算して申告を行う必要があります。</p>
計算方法	<p>住宅ローン控除額 = 【①・②のいずれか少ない金額】 - 【③の金額】 ……………④</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆前年分の所得税の住宅ローン控除限度額 ……………① ◆税源移譲前の税率(改正前税率)で算出した 前年分の所得税額(住宅ローン控除適用前) ……………② ◆税源移譲後の税率(改正後税率)で算出した 前年分の所得税額(住宅ローン控除適用前) ……………③

【例 課税所得300万円の人の場合】

- ◆前年分住宅ローン控除限度 280,000円 ……………①
- ◆税源移譲前所得税額 300万円×10%=300,000円 ……………②
- ◆税源移譲後所得税額 300万円×10%-97,500円(速算控除額)=202,500円 ……………③
- ◆住宅ローン控除額 280,000円-202,500円=77,500円 ……………④
この場合、住民税より減額される金額は77,500円です。
- ◆税源移譲後住民税額 300万円×10%-2,500円(調整控除)=297,500円

【住民税額】 297,500円 - 77,500円 = 220,000円

※ (注)文中の住民税とは県民税と町民税を合わせたものです。

◆問い合わせ先
税務課 住民税担当
☎ 6570
有線 ☎ 50993